7

報告書（公務員分）は、児童手当法施行規則（昭和四十六年総理府令第三十四号）第一条第二項第二号に掲げる様式とする。

修正後子ども手当支給要件該当届（公務員分）は、児童手当法施行規則第一条第二項第二号に掲げる様式とする。

8

推薦後子ども手当支給要件該当届（公務員分）は、子ども手当支給要件該当届（公務員分）とする。

第九条第一項の表市町村の項第八号9中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号10中「平成二十二年二月分」を「平成二十二年十月分」に改め、第九条第一項の表市町村の項第九号1を次のように改める。

九	保健衛生費	人口一七万以下の市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・一を、人口一七万を超え二十万以下の市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇五を、市場公募都市に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇三を、人口二十万を超え三十万以下の市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇二を、人口三十万を超え四十万以下の市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇一を、人口四十万を超え五十万以下の市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇五を、人口五十万を超え六十万以下の市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇二を、人口六十万を超え七十万以下の市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇一を、人口七十万を超える市町村に係る平成十七年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇〇五を乗じて得た額の合計額とする。
1	密度補正Ⅰに用いる密度は、診療所の数に一、〇八〇・〇を、診療所病床数に五四・二を、簡易水道等給水人口に〇・七二を、所定の簡易水道事業債元利償還金に一五を、平成十二年度に発行を許可された簡易水道事業債（以下この表において「簡易水道事業債」という。）に係る平成十二年度から平成十四年度までの各年度の簡易水道事業債許可額の合計額に〇・〇〇〇